

小売販売業のみなさまへ

米トレーサビリティ制度に基づく 取組みをお願いします。



米トレーサビリティ制度※では、
米・米加工品(もち、だんご、清酒など(対象品目は裏面をご参照ください))について
一般消費者への産地情報の伝達、業者間の取引記録の作成・保存が義務づけられています。

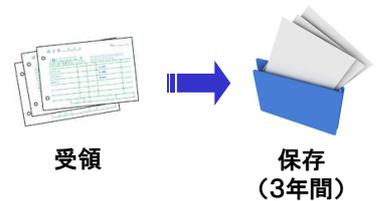


＜小売販売業のみなさまの取組み＞

Check!

✓ 伝票を受領

米・米加工品を入荷した際には、伝票等(納品書など)を受領するか、取引記録を作成してください。



✓ 3年間保存

受領した伝票等や、作成した記録は3年間保存してください。

✓ 産地を伝達

米・米加工品を販売する際には、米または米加工品の原料米の産地を消費者に伝えてください。



詳しくは、裏面をご覧ください

記録

取引等の記録の作成・保存が義務づけられています。

✓ 伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録の作成・保存の義務を果たしたことになります。

✓ 対象品目の確認(米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)

- 米穀(玄米・精米等)
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- 米飯類
- もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

✓ 伝票の内容の確認

- 品名 (取引において通常用いている名称)
- 産地 (【国産】「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- 数量 (取引において通常用いている単位)
- 年月日 (搬出入した日[困難な場合は、受発注日等])
- 取引先名 (取引先の氏名または名称)
- 搬出入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)

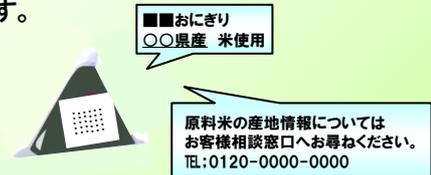
⚠ 生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、**伝票等を保存していなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。**

伝達

一般消費者への産地情報の伝達が必要です。

産地情報の伝達方法は、次の方法から実情に合わせて選べます。

- 商品の包装に産地情報を記載
- 商品の包装に産地情報を知ることができる方法を記載
- 購入カタログや注文画面上に産地情報を掲示



商品の容器・包装にこれらのいずれも記載されていない場合には、取引先から伝達された産地情報を小売店が一般消費者へ伝達することが必要となります

⚠ 消費者に正しく産地を伝達する観点から、一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には、**勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。**

お問い合わせはこちら

●生産者、流通業者、米加工品製造業者、小売販売業者、
外食業者における産地情報伝達や業者間の取引記録について
山形県農林水産部 県産米ブランド推進課
TEL:023-630-2316

●このチラシに関すること
(外食業者から消費者への産地情報伝達について)
山形県生活環境部 危機管理・くらし安心局 食品安全衛生課
TEL:023-630-2621

●米トレーサビリティ制度全般について
・東北農政局
山形地域センター 酒田地域センター
TEL:023-622-7236 TEL:0234-33-7253

・山形県各総合支庁 農業振興課
村山 最上 置賜 庄内
TEL:023-621-8386 TEL:0233-29-1316 TEL:0238-26-6049 TEL:0235-66-5497

●農林水産省のホームページでは、米トレーサビリティ制度についての詳しい情報を掲載しています。

URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索